

令和6年度神奈川県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 更新研修（後期開催コース第2回） 募集要領

本研修は、特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワークが、神奈川県からの指定を受け、神奈川県が定めた「神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領」に基づいて実施するものです。

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とする。

2 指定研修事業者

特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク
（指定番号：003）

3 研修課程及び募集定員

（1）研修課程

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 更新研修

（2）募集定員

後期開催コース第2回
84名

4 受講資格等

次のいずれかに該当する方

- ・ 過去5年間に2年以上のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員の実務経験のあること
- ・ 現にこれらの業務に従事していること

平成30年度までに実施されたサービス管理責任者研修（児童発達支援管理責任者研修）の修了者が、今後サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）として従事するためには、令和6年3月31日までに更新研修を修了する必要があります。期限までに更新研修を修了できなかった方は、サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）として従事できませんのでご注意ください。なお、今後従事を希望する場合は、実践研修の受講が必要となりますので、ご自身の研修受講年度を必ず確認してください。

5 研修カリキュラム

令和6年度からは講義及び演習を2日の日程で催します。

- （1）障害福祉・児童福祉の動向に関する講義
- （2）サービス提供の自己検証に関する演習等
- （3）サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習

6 日程及び会場

回	開催年月日	時間	会場	募集定員
第11回	1日目：令和7年1月24日(金)	9:30～ 17:30	「厚木商工会議所」 厚木市栄町1-16-15	84名
	2日目：令和7年1月25日(土)		「厚木商工会議所」 厚木市栄町1-16-15	

7 募集定員 84名

8 申込時確認書類

申込時に、過去の実践研修または更新研修の修了証番号を記載してください。
なお、神奈川県以外の都道府県で発行の修了証については、後日照会させていただきます。
ご了承ください。

9 申込について

(1) 申込方法

特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワークのホームページからの申込のみとなります。

通信環境等により、ホームページよりお申込できない場合は当法人までご連絡ください。
法人申込と個人申込があります。いずれかの方法でお申込ください

(ア) 法人申込の場合

同一法人からの受講申込者数は10名までとさせていただきますので、法人の皆様方のご理解ご協力をお願いいたします。

申込の際、「法人内順位」は必ず記載してください。未記載の場合や、不適切な記載の場合（法人内優先順位1位が複数いる等）については、受講を見送りとさせていただきますことがあります。

(イ) 個人申込の場合

個人でのお申込もできますが、選考基準により優先順位が下がりますのでご了承ください。

(2) 申込ホームページ

特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク
<https://www.kcn.or.jp/>

(3) 申込期限 令和6年11月28日(木)

申込期限までに当法人ホームページにてお申込いただいた分が有効となります。

※ホームページにて申込後、受付完了メールが届きますので、受講決定通知がお手元に届くまでは保管しておいてください。なお、受付完了メールが届かない場合は、当法人までご連絡ください。

10 受講者の選考について

受講申込者数が募集定員を超過した場合は、神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課と協議の上、配置状況等を考慮して選考を行います。

神奈川県サービス管理責任者等研修受講者選考基準（更新研修）

神奈川県サービス管理責任者等研修の受講決定について、受講申込者数が定員を超過する場合は、研修ごとに次の選考基準Ⅰから順に受講決定を行うこと。

なお、選考について、事情を勘案する必要があると認められる場合は、神奈川県と協議の上、決定すること。

〈選考基準〉

基準Ⅰ：先に県内の事業所にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として配置（予定）の受講申込者

基準Ⅱ：法人（※1）からの受講申込者

基準Ⅲ：今年度末で更新研修受講期限となる者

基準Ⅳ：配置（予定）状況により、次の優先順位で受講決定する。

- ①サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事している者
- ②サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事する予定の者

※1 サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の配置が必要とされる事業所を運営する（予定）の法人のことをいう。

11 受講者の決定及び通知

- 受講者は、申込内容を審査の上で決定し、申込書に記載の各法人あてに受講の可否の通知を送付いたします。
- 受講決定後の受講者、受講日程等の変更は認められません。
- 受講決定等の通知は12月上旬に発送予定です。12月15日までに通知が届かない場合は当法人まで連絡してください。

12 本人確認

研修当日、本人確認のできる公的証明書（下記参照）の写しを本人確認証明書提出用紙（受講決定者に郵送）に貼付けして提出してください。写しをとった原本も確認しますので、研修当日に必ずご持参ください。

公的証明書
・住民票の写し
・マイナンバーカード
・在留カード等
・健康保険証
・運転免許証
・パスポート
・年金手帳

・生活保護受給証明書
・国家資格等を有するものについては、免許証又は登録証 等

上記書類をご準備できない場合は、当法人までご連絡ください。

13 事前課題

本研修は事前課題があります。受講決定後に特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワークのホームページ (<https://www.kcn.or.jp/>) に掲載します。様式をダウンロードしてすべての課題に取り組み、研修当日持参してください。

14 効果測定

研修の理解度を確認するため、研修終了後、効果測定を行います。

15 修了証書の交付、修了者名簿の管理

研修のカリキュラムをすべて修了した方には、会場にて修了証書を交付します。神奈川県および特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワークにて研修修了者の名簿を管理します。また、事業所の管轄の市町村に研修修了者の情報を提供しますのでご承知おきください。

2回目の更新研修修了証書の研修名は、1回目の更新研修修了証書に記載の研修名と同一となります。

(例)

- ・1回目の更新研修が「サービス管理責任者 更新研修」の場合、2回目の更新研修は「サービス管理責任者 更新研修」
- ・1回目の更新研修が「児童発達支援管理責任者 更新研修」の場合、2回目の更新研修は「児童発達支援管理責任者 更新研修」

16 個人情報の取扱い

申込みに係る書類に記載された個人情報については、特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク学則に基づき適正な管理を行い、本研修および研修修了者名簿の管理以外の目的に使用することはありません。

17 受講料及び納入方法

受講料 33,000円 (税込)

- 受講料の納入方法は、受講決定通知に同封してご案内します。
- 納付済みの受講料については、返金できませんのでご注意ください。
- 受講料の振込手数料や会場までの交通費、その他についても受講者負担となります。
- 受講決定後、諸事情で別日程への振替を希望される場合は、受講料として1日あたり10,000円 (税込) をご負担いただきます。
- 受講決定後、無断でキャンセルされた方 (法人) は、次回の受講をお断りすることがあります。

18 その他留意事項

- 受講決定者は全日程を受講する必要があります。15分以上の遅刻・中座・早退は欠席とみなし修了証書を交付できません。会場までは公共交通機関をご利用ください。

通勤時間帯による交通機関の混雑や天候等を考慮の上、余裕をもってご来場ください。研修当日の緊急連絡先は、以下の問合せ先（特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク）となります。

- 自然災害（台風等）及び事故等が発生し、開講をしない場合があります。開講が危ぶまれる時には、研修前日から当日の午前7時頃までに、当法人のホームページ（<https://www.kcn.or.jp/>）で段階的にご案内します。必ずご確認ください。また、振替が生じた場合についても、振替日程等に関する事項を当法人のホームページ（<https://www.kcn.or.jp/>）に別途ご案内します。
- 著しく受講態度が悪く（私語、居眠り、携帯電話の使用等）、繰り返し注意された方には修了証書を交付できませんので、ご注意ください。
- 感染防止対策として、アルコール消毒液・体温計を用意します。また演習中はマスク着用を奨励しております。体調がすぐれない方は受講をお見送りください。
- 受講にあたり、障害等を理由に合理的な配慮を必要とする方は、受講申込書の所定欄に記載してください。なお、合理的な配慮を行うにあたり、直接状況をお聞きするため、ご連絡をすることがあります。
- 虚偽の内容により受講申込をした場合は、修了証書交付後であっても、修了の取消し等の措置をとることがあります。

19 問合せ先（本研修の申込み等に関する問合せ先、研修当日の緊急連絡先）

特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク
〒243-0018 神奈川県厚木市中町4-9-17 原田センタービル6階
電話：046（206）7265 FAX：046（206）7275 Eメール：support@kcn.or.jp

（サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の実務経験や配置に関する問合せ先）

事業所所在地	問合せ先
横浜市	（障害者） 横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課 Eメール：kf-syositei@city.yokohama.jp
	（障害児） 横浜市こども青少年局こども福祉保健部障害児福祉保健課 Eメール：kd-syogaijitsusyo@city.yokohama.jp
川崎市	川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課 （問い合わせはFAXのみでお願いします） FAX 044-200-3932
相模原市	相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部福祉基盤課 042-769-1394
横須賀市	横須賀市民生局福祉こども部指導監査課 046-822-8411 Eメール：shidokansa-shogai@city.yokosuka.kanagawa.jp ※問合せは原則Eメールでお願いします
上記以外	県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課事業支援グループ 045-210-4717・4732

20 会場案内

「厚木商工会議所」 厚木市栄町1-16-15

交通：小田急線「本厚木」 北口改札より徒歩10分

